

2023年8月1日

国際法学会会員各位

意見聴取の実施とご協力をお願い

一般財団法人国際法学会
代表理事 植木 俊哉

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、国際法学会の事業活動に関してご理解とご支援を賜り、誠に有り難うございます。

国際法学会は、会員のみなさまのご協力により、年次研究大会の運営、国際法外交雑誌の編集、海外の国際法学会等との国際交流活動、小田滋賞の顕彰事業、小田滋判事記念レクチャーなど国際関係法に関連するさまざまな社会的事業活動を手がけてまいりました。ここ数年は、コロナ禍による研究大会の中止またはオンライン開催など異例の事態に見舞われましたが、コロナ後に向けて、これまでの活動の全面再開を目指すとともに、コロナ禍の間に得た貴重な経験を学会の将来像を模索するきっかけにしたいと考えております。会員のみなさまには、引き続き国際法学会の事業活動にご理解とご支援をお願い申し上げる次第です。

さて、学会の第6期理事の任期は、定款によると2024年6月までとなっており、それまでに、新理事を選出する必要があります。「理事の選任に関する規程」第3条第2項によると、「理事改選の年度の前年度に開催される研究大会の開催期間中に、当該研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表明によって行う」ことになっております。前回、2021年の意見聴取は、研究大会自体がオンライン開催となったため、評議員会の決定に基づき郵便投票により行われました。しかし、評議員会は、研究大会が対面開催となった2023年度については、規程第3条2項の本文の通り研究大会の会場で意見聴取を行うことを決定し、代表理事に意見聴取の実施要領の決定を委嘱いたしました。

同時に、第3期評議員の任期4年も、2024年6月までとなっています。旧財団法人時代からの経緯を踏まえ、「評議員の選任に関する規程」第2条第2項は、「評議員の選任に先立ち、人選について、当法人の会員の意見を聴取する」こととしております。そこで、評議員会は、第4期の評議員10名以上15名以内についても、上記第7期理事の選任に係る意見聴取と併せて、2023年度研究大会の開催期間中に意見聴取を行うことを決定し、代表理事である私に意見聴取の実施要領の決定を委嘱いたしました。

つきましては、下記の要領で意見聴取を実施することを予告させていただきますので、会員のみなさまにおかれましては、研究大会への参加とともに意見表明にもぜひ積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

第7期理事選任・第4期評議員選任に係る意見聴取に関する実施要領

1. 意見聴取の日時、場所及び方法

日時：2023年9月4日（月） 12時30分～14時00分 17時30分～18時30分

2023年9月5日（火） 13時00分～14時30分

2023年9月6日（水） 13時00分～14時30分

場所：朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

方法：理事候補者及び評議員候補者のそれぞれにつき5名以内を連記した推薦用紙を推薦書箱に投函する方法による。

2. 上記期間及び場所における意見聴取を管理し、ならびに、その結果を集計するために意見聴取委員会を設ける。委員会は、3名の委員で構成し、代表理事が委嘱する。

3. 意見聴取実施のための準備及び意見聴取委員会の業務に必要な事務局の機能は、一般財団法人国際法学会の事務局が担う。

4. 理事の被選任資格に関する年齢及び会費納入要件、評議員の被選任資格に関する年齢要件については、各選任規程の定める通りとする。代表理事は理事および評議員の被選任資格者名簿の作成を事務局に委嘱する。

5. 意見聴取委員会は、9月4日（月）12時00分に大会会場に意見聴取の告示を掲示する。意見聴取会場での受け付け及び管理の方法は、意見聴取委員会委員及び事務局が協議して決定する。

6. 意見聴取委員会は、意見聴取の終了日から1カ月以内に結果を集計して代表理事に報告し、代表理事は、意見聴取委員会の報告をまとめて評議員会会長に報告する。

[参照条文]

理事選任規程

第4条（被選任資格） 評議員会は、理事就任年度の4月1日において満30歳未満の者及び満68歳を超えた者を新たに理事として選任することはできない。

2 意見聴取の行われる年度の4月1日までに前年度までの学会費を完納していない会員は、理事の被選任資格を有しない。…

評議員選任規程

第3条（被選任資格） 評議員会は、就任時に68歳を超える者を新たに評議員として選任することはできない。ただし、当法人の会員以外の評議員（以下「外部評議員」という。）についてはこの限りではない。